

第3章 区の将来像

いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち 港区

港区は、住民どうしのつながりが強く、地域活動が活発なまちです。また、比較的狭い区域にありながら、鉄道や高速道路、国道など交通の利便性が高く、大規模な集客文化施設をはじめ歴史・文化・観光資源など、都市としての魅力的なランドマークが数多く存在するとともに、都心の中でベイエリアを有する個性豊かなまちです。

歴史が育んだ、港区民のDNAともいえるつながりの強さや、年間200万人以上が訪れる築港地区の魅力など、港区の「強み」を活かすとともに、三方を海と川に囲まれ、高潮や津波に弱いといった地理的な「弱み」を克服して、次の5つの柱により、今後のまちづくりを進め、「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち 港区」をめざします。

【まちづくりの5つの柱】

- 1 区民主体のまちづくり
- 2 安全・安心・快適なまちづくり
- 3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり
- 4 「子どもの学び」と「子育て世代」を応援するまちづくり
- 5 訪れたい魅力と活気あふれるまちづくり

【区民の意見を反映した区政運営】

第4章 まちづくりの方向性

1 区民主体のまちづくり

【現状と課題】

- ・ 港区では人口が減少し、高齢化も進んでおり、特に区内中西部地域では高齢化が顕著で、独居の高齢者も多く住んでいます。
- ・ 少人数世帯・高齢単身世帯の増加や、地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化、個人の生活様式や価値観の多様化などにより、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化が懸念されています。
- ・ また、地域活動の担い手が高齢化するとともに、一部の担い手に役割が集中し、負担感が大きく、後継者不足につながっています。
- ・ このような課題に対応するためには、これまで培われてきた、人と人とのつながりやきずなを礎（いしずえ）にしながら、より幅広い住民も参加し、身近な地域の中で生活課題等の解決に住民どうしが協力して取り組むことができる豊かなコミュニティづくりが必要です。
- ・ 港区では平成25年3月までに全小学校区において、地域活動協議会が地域団体や各種団体など多様な活動主体の参画のもとに形成されました。
- ・ 今後は、地域活動協議会のもとに地域の将来像を共有しながら参画する主体がそれぞれの特性と強みを発揮し、連携、協働してさまざまな地域課題に取り組んでいくことができる自律的な、区民主体のまちづくりを推進する必要があります。
- ・ そのためにも、地域活動協議会の活動について、ビジネス的手法の導入などで自主財源の確保を図り、自律的、持続的な地域運営を促進することが重要です。
- ・ さらに、地域づくりやまちづくりを進めるうえで、地域団体のほか、商店街や企業、NPOなどの多様な活動主体が互いに強みを活かして協働するとともに、これらの主体と行政が協働するマルチパートナーシップを進めていく必要があります。

【主な施策】

（1）豊かなコミュニティの促進

① 人と人が出会いつながる機会と場の提供

- ・ 地域におけるつながりやきずなの大切さを啓発し、さらなるコミュニティの育成や活性化を図るため、人と人が出会いつながる機会を提供します。
- ・ これまで地域活動に関心の薄かった人を含めて、より多くの人たちに対して、

- ・地域活動への理解を深め、地域活動への参画を促します。
- ・弁天町駅前土地区画整理記念事業として整備する「(仮称) 交流会館」については、幅広い世代が出会い、活動し、その交流が広がる「起点」としての機能が発揮できるよう、平成33年度の完成をめざして事業内容等の検討を進めます。

■成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
身近な地域の中で、「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支え合い」を実感している区民の割合	45.5%	50%以上

(2) 自律した地域運営の支援

① 「地域活動協議会」の自律的運営の支援

- ・地域活動協議会の民主的で開かれた組織運営や会計の透明性の確保などについて、まちづくりセンター^(※1)を活用して促進します。
- ・地域活動協議会について法人格の取得など社会的信用を高めるための取組を、まちづくりセンター等を活用して支援します。

② 地域課題解決に向けた取組の支援

- ・地域課題の解決に向けてさまざまな活動主体が、その話し合いのもと合意を形成し、協働して取り組む地域活動協議会の活動を促進します。
- ・地域活動協議会に対する財政的支援については、具体的な活動内容を限定せず、地域活動協議会の話し合いによって主体的に活用できる支援を継続して実施します。

③ 地域における広報活動の支援

- ・まちづくりセンターを活用し、地域活動協議会の活動や組織運営等についての積極的な広報を支援することで、地域のより多くの人たちに地域活動への理解を促進し、活動に参画する機会を提供します。

④ 地域における自主財源確保に向けた取組の推進

- ・自律的、持続的な地域運営のため、地域活動協議会の自主財源の確保の取組を促進します。
- ・コミュニティ・ビジネス^(※2)やソーシャル・ビジネス^(※3)を、まちづくりセンター等を活用して促進するとともに、本市事務事業の社会的ビジネス^(※4)化を図り、地域における人、モノ、資産、情報などの資源の循環を促進します。

■成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
小学校区等地域において、様々な主体が協働し、地域活動が自立的に運営されていると感じている区民の割合	80.0%	85%以上
地域社会における課題の解決などに向け住民が新たに取り組むコミュニティ・ビジネスが創出された件数	—	1件以上
社会的ビジネス効果が見込まれる市の事務事業件数	8件	10件 以上

(3) 多様な主体の協働の促進

① 校区等地域を越えた多様な主体のネットワーク拡充の支援

- ・ 校区等地域を越える様々な課題等について、地域団体や企業、NPOなど多様な活動主体が連携し、互いに補完しながら協働して取り組んでいくことができるよう必要な支援を行います。

② 多様な主体の協働・連携を促進することができる人材(地域公共人材)の育成・活用

- ・ 豊かなコミュニティづくりのノウハウを学ぶ機会や情報を提供することで、地域づくりやまちづくりのためのコーディネートを行うことができる人材を発掘・充実し、多様で広がりのある地域コミュニティの形成を促進します。

■成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
校区等地域を越えたまちづくりに関する活動が、地域団体やNPO、企業など様々な活動主体の連携協働により進められていると感じている区民の割合	29.7%	50%以上
地域づくりやまちづくりのためのコーディネートを行うことができる人材が活躍していると感じている区民の割合	68.7%	70%以上



まちづくりセンター(*1)：地域活動協議会の形成や運営を支援するため、平成24年10月に市内5か所に設置された中間支援組織。各区に支部を設置し、地域まちづくり支援員が常駐して、地域活動の担い手の発掘や育成、活動に役立つ情報提供、連携・協働の取組みの助言などを行う。

コミュニティ・ビジネス(*2)：地域の住民が、地域課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、地域の利益を増大させることを目的とする。

ソーシャル・ビジネス(*3)：市民が、社会的課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、社会の利益を増大させることを目的とする。

社会的ビジネス(*4)：このビジョンでは、コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスのうち、行政が実施責任を負うべき事務事業について、その担い手の最適化の観点から、コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスとして実施されるものを「社会的ビジネス」と位置付けている。地域でのヒト・モノ・カネ・情報などの資源循環が生まれるといった効果が期待できる。

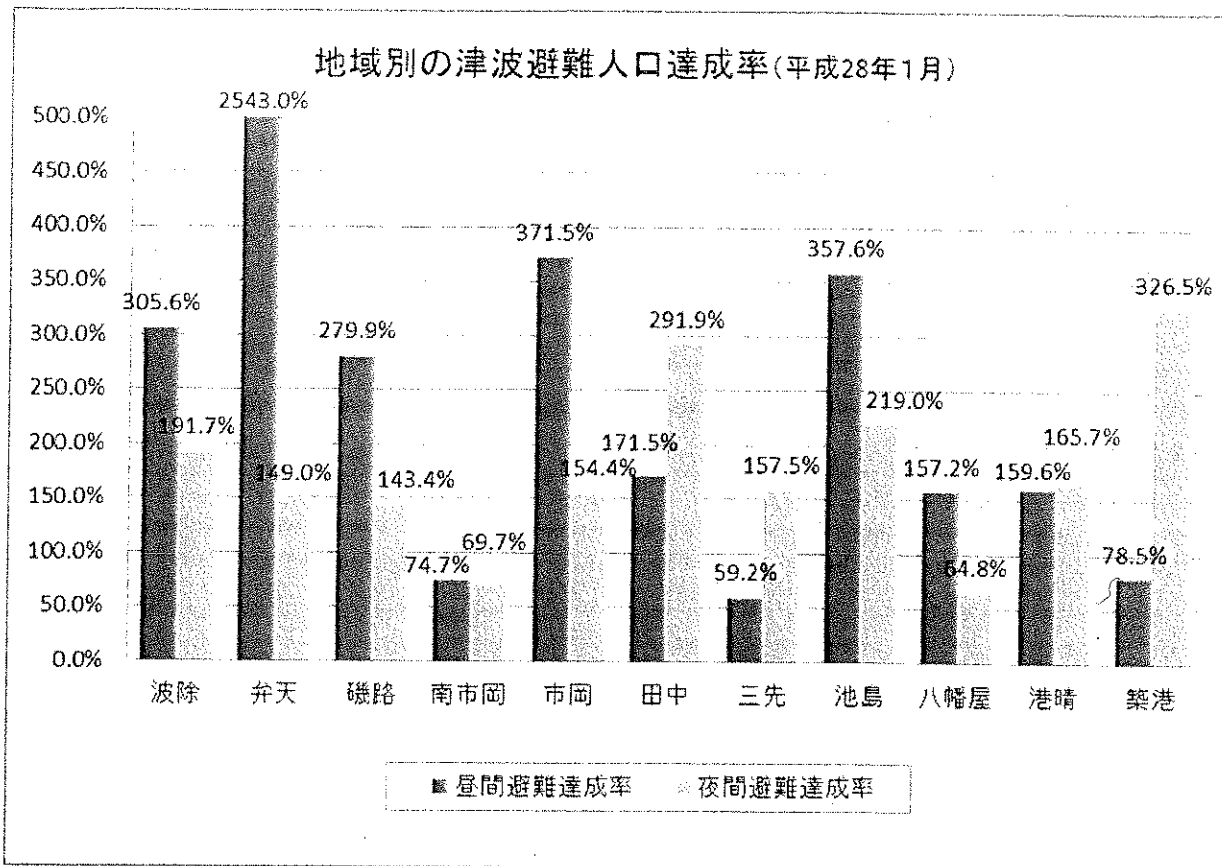
2 安全・安心・快適なまちづくり

【現状と課題】

- ・ 港区は三方を海と川に囲まれ、津波や高潮の被害を受けやすい地勢にあります。東日本大震災の教訓を踏まえ、津波を伴う海溝型地震への対策が急務です。
- ・ 平成23年度から、全ての小学校区（11地域）で図上訓練及び避難訓練が、平成26年度から平成27年度にかけては、地域が主体となった防災学習会及び避難所開設訓練がそれぞれ実施されており、自助・共助の意識や地域防災力が向上しています。
- ・ 大規模災害時に自助・共助・公助の役割分担のもと、迅速かつ的確な対応が行えるよう、区の特性を踏まえた防災対策を引き続き強化する必要があります。
- ・ また、津波を伴う海溝型地震への対策や地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組が重要な課題となっています。
- ・ 平成27年の区内の街頭犯罪発生件数は市内では5番目に少なく、大阪市として取組を強化した平成19年と比較すると市平均は4割弱の減少ですが、港区内は6割近くと大きく減少しています。しかしここ数年は、市全体としては減少傾向の中で、区内の街頭犯罪は横ばい状況に止まっています。また、子どもへの不審者の声かけ事案も発生しており、犯罪から子どもを守る取組の強化が必要です。
- ・ 警察や地域などとの連携を一層強化し、街頭犯罪の発生状況を踏まえて、臨機かつ機動的な防犯活動を展開することが重要です。
- ・ 区内の交通事故については、自転車関連事故が4割を上回っており、自転車の危険な運転や放置自転車の数も多く、その対策が重要な課題となっています。
- ・ 子どもをはじめ、高齢者や障がいのある人、だれもが安全、快適に移動できる歩行空間等を確保するため、バリアフリー対策が必要です。特に、国道43号と中央大通の弁天町駅前交差点では地下道のスロープが急勾配であるため、車いすやベビーカーの利用、高齢者の通行などが困難となっており、対策が必要です。
- ・ また、国道43号の沿道環境の改善を図るなど、よりよい生活環境をつくり出す取組が求められます。



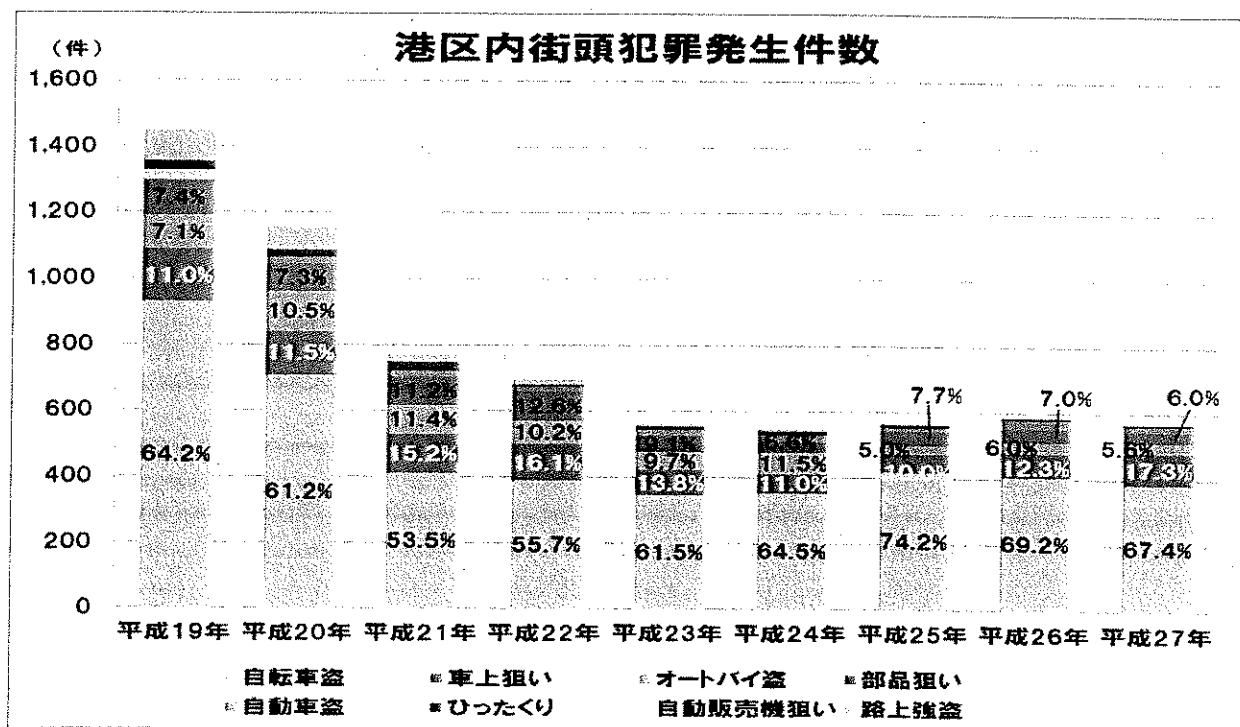
避難所開設訓練の様子



想定避難人口達成率とは

津波発生時に、建物の3階以上に避難する必要があると想定される人数に対する、津波避難ビルにおいて収容可能な人数の割合

資料：平成22年総務省「国勢調査」をもとに避難者数を想定（一戸建、長屋建、共同住宅1、2階の戸数と1世帯あたり平均人員から推計）し、津波避難ビルの収容人数を基に達成率を算定（津波避難ビルには、小学校・中学校・高等学校を含む）



資料：大阪府警

【主な施策】

(1) 防災対策の強化

① 地域防災計画に基づく主体的な取組の推進

- ・ 平成 26 年度に全地域の地域活動協議会が策定した「地域防災計画」(防災マニュアル) に基づく地域主体の取組を、各地域の実情に即して支援し、自主防災力を強化します。
- ・ 区民一人ひとりが一時的または緊急に避難・退避する施設(津波避難ビル等)を決め、津波による死者は一人も出さないための取組をめざします。
- ・ そのために、「地域防災計画」(防災マニュアル) に基づく地域主体の防災学習会や避難所開設訓練等を引き続き支援するとともに、地域間の連携を促進し、必要に応じて小学校区を越えた地域での津波避難計画の作成や、中学校下での避難所開設訓練等についての支援を行います。



津波避難訓練の様子(南市岡)

② 災害時避難行動要支援者対策の推進

- ・ 各地域において災害時避難行動要支援者^(※1)の避難支援が円滑に進むよう、要支援者の情報の収集・管理に関するルールや、対象者及び個別支援内容を定める「避難行動要支援者支援計画」の作成を支援します。
- ・ 「避難行動要支援者支援計画」を作成するなど要支援者支援の基盤が整った地域の自主防災組織から要請があった場合には、本市が有する要支援者の必要な情報を本人の同意を得て提供します。

③ 区災害対策本部と地域本部等との迅速・的確な情報連絡体制の確立

- ・ 避難所開設訓練等において、港区が独自で配備したデジタル簡易無線機等を活用した情報伝達訓練を行うことにより、地域と港区災害対策本部との情報連絡体制をより強固なものとしします。
- ・ 各避難所内での情報連絡体制を強化するため、特定省電力無線機を配備し、避難所内における情報連絡が円滑に行われるよう支援します。

④ 防災意識の継続的な啓発

- ・ 「自分の命は自分で守る(自助)」「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という区民の防災意識の啓発を強化します。また、防災に関する基本的な情報に加え、津波避難ビル、災害時避難所等の場所を掲載した区広報紙を毎年作成します。

■成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成31年度
「自分の避難場所を決めている」と回答した区民の割合	59.4%	80% 以上
津波来襲時想定避難人口を上回る避難場所の確保	昼夜間ともに達成 7地域	地域間連携による避難計画を含めて、全地域で達成
「災害時に地域で助け合うことができると思う」と答えた区民の割合	50.0%	70% 以上

(2) 防犯対策の強化

① 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

- ・ 警察と連携し、犯罪発生状況を分析して犯罪抑止に繋がる情報を迅速に発信します。また、発生状況を踏まえた防犯パトロールなど臨機かつ機動的な防犯対策を実施するとともに、犯罪行為を抑止する防犯カメラの設置を進めます。

② 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

- ・ 平成26年度に全地域の地域活動協議会が策定した「防犯行動計画」に基づく防犯活動を中心として、地域の団体やグループによる防犯パトロールなどの自主防犯活動を支援します。

③ 子どもを犯罪から守る取組の強化

- ・ 学校、保護者、地域、関係機関等と連携し、子どもの安全に関わる危機管理情報の迅速な伝達を図るとともに、登下校時や放課後における子どもの安全確保や犯罪から子どもを守る取組を強化します。
- ・ 学校、PTA、地域等と連携して、「こども 110 番の家」事業の協力家庭・事業所を増やすとともに、子どもたちがいざという時に確実に利用できるよう、「こども 110 番の家」の場所を子どもに認識させる取組を進めます。
- ・ 子どもを犯罪から守るため、通学路や公園等への防犯カメラの増設を重点的に進めます。

④ 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

- ・ 警察等と連携し、犯罪抑止につながる情報を全小学校区に開設している「地域安全センター」等を通じて発信するとともに、広報紙やホームページを活用して、区民への防犯知識の普及・啓発を強化します。

■ 成果目標

	平成27年 (現状値)	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
区内の街頭犯罪発生件数	568件	560件 以下	550件 以下	550件 以下	550件 以下
区内の子どもの声かけ事案発生件数 (安まちメール受信件数)	9件	7件 以下	5件 以下	5件 以下	5件 以下

(3) 歩行や移動の安全性の確保

① 自転車利用マナーの向上

- ・ 地域住民や関係団体と協働して放置自転車に対する啓発活動を強化するとともに、放置自転車禁止区域において、効果的な放置自転車の撤去を行います。
- ・ 短時間無料駐輪制度の導入や駐輪場所によって料金の差別化を図ることなどにより、効果的な放置自転車対策を進めます。
- ・ 歩行空間の確保やまちの美観の観点から、地域や関係局と連携し、幹線道路沿いの放置自転車対策について、事業者等に対する働きかけを強化します。



放置自転車に対する啓発活動



小学校での自転車講習会

② 交通事故防止啓発の推進

- ・ 自転車による交通事故を防止するため、警察と連携して、小学生や大人等を対象とした自転車講習会を実施するなど、歩行者も含めた交通ルールの周知徹底とマナーの向上に努めます。

③ バリアフリーの推進

- ・ 交通バリアフリーの実現に向けた継続的な取組を進めるため「大阪市弁天町地区交通バリアフリー基本構想」の着実な推進に努めます。なお、弁天町駅前交差点地下道のエレベーター設置までの暫定的措置として、車いす利用者が地下鉄弁天町駅ホームを利用して国道43号を横断できるよう支援します。

■成果目標

	平成27年度 (現状値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放置自転車等禁止区域 (弁天町・朝潮橋駅周辺) の放置自転車台数	946台 (H28.2)	930台以下	920台以下	910台以下	900台以下
港区内全域の放置自転車 台数	11,191台	10,900台以下	10,600台以下	10,300台以下	10,000台以下

	平成27年 (現状値)	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
区内の自転車事故発生 件数	117件	115件以下	110件以下	105件以下	100件以下

(4) 生活環境の向上と改善

① 国道43号の沿道環境の改善に向けた取組の推進

- 関係機関等と連携し、国道43号の沿道環境の改善に向けて、公共交通機関の利用促進など、環境に配慮した取組を進めます。

② 花と緑を育てる活動やまちの美化を促進

- 花と緑があふれる潤いのある美しいまちづくりをめざして、種から育てた花を自分たちのまちに植える活動や美化活動など、区民のまちを美しくする自主的な活動を促進します。

③ 空家等対策における適切な対応

- 空家の調査等を実施し、空家所有者等に対して保安上危険な空家に対する指導・勧告を行うとともに、空家の適切な維持管理に関する相談対応や情報提供等、空家の有効活用につながる啓発等を実施します。

災害時避難行動要支援者^(*): 大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、避難するには支援が必要な方